

○尼崎市建設工事請負契約に係る情報の公表に関する要綱

平成 25 年 11 月 1 日

最終改正：令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、本市が発注する建設工事に係る入札及び契約手続の一層の透明性を確保するため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年法律第 34 号）及び尼崎市契約規則（昭和 41 年尼崎市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 60 条の規定に基づき、建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）並びに随意契約（総務局行政法務部契約課で執行したものに限り。以下これらを「競争入札等」という。）に係る情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(入札及び契約の過程に関する事項の公表)

第 2 条 市長は、次の各号に定める事項を定めたときは、速やかに、閲覧に供する方法により公表するものとする。これを変更したときも同様とする。

(1) 規則第 4 条の規定に定める競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）

(2) 指名の基準

2 市長は、有資格者名簿については、次のとおり公表するものとする。

(1) 公表対象 有資格者名簿に記載された者

(2) 公表する事項

ア 有資格者の氏名（法人にあっては、その商号）

イ 有資格者の住所及び電話番号

ウ 有資格者の代表者氏名

エ 競争入札参加申請に係る希望業種

オ 有資格者の地域区分

(3) 公表の時期及び期間

ア 公表の時期 有資格者名簿に記載後速やかに

イ 公表の期間 有資格者名簿の有効期間

(建設工事に係る発注見通しの公表)

第 3 条 この要綱に基づく発注の見通しに関する事項の公表の対象となる建設工事は、当該年度に尼崎市長が発注する予定である建設工事で、その予定価格が 130 万円を超えると見込まれるもの（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって秘密にする必要があるもの及び公表の時点で工事内容の確定ができないものを除く。）とする。

2 市長は、毎年度当初に当該年度に発注が見込まれる建設工事について、次の各号に掲げる事項を閲覧に供する方法により公表するものとする。

(1) 建設工事の件名

(2) 建設工事の施工場所

(3) 建設工事の工期

(4) 建設工事の種別

(5) 建設工事の概要

(6) 入札及び契約の方法

(7) 競争入札等を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

3 前項の規定により公表した事項に変更（軽微なものを除く。）があるときは、随時変更し、これを公表するものとする。

4 第 2 項及び第 3 項の規定による公表は、当該公表した日から当該年度の 3 月末日まで

行う。

(開札結果の公表)

第4条 この要綱に基づく開札結果の公表の対象となる建設工事は、予定価格が130万円を超えたものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する競争入札等であって本市の行為そのものを秘密にする必要があるものは、この限りでない。

2 市長は、次の各号(第3号及び第4号を除く)に掲げる事項については競争入札を執行した後、第3号及び第4号に掲げる事項については契約の締結後、速やかに閲覧に供する方法により公表するものとする。ただし、不調となった場合は、この限りでない。

- (1) 建設工事の件名
 - (2) 入札の執行日
 - (3) 予定価格及びその内訳(「工事区分・工種・種別」又は「種目・科目・中科目」)
 - (4) 最低制限価格又は調査基準価格(失格基準価格を設定した場合にあっては、併せてその価格)
 - (5) 入札の参加者の氏名(法人にあっては、その商号)及び入札金額又は見積金額
 - (6) 一般競争入札に参加させなかった者があるときは、その者の氏名(法人にあっては、その商号)及びその理由
 - (7) 入札の落札者又は決定者の氏名(法人にあっては、その商号)及び落札金額又は決定金額
 - (8) 最低制限価格未満の価格をもって申込をした者の氏名(法人にあっては、その商号)
 - (9) 失格基準価格未満の価格をもって申込をした者の氏名(法人にあっては、その商号)
 - (10) 調査基準価格を設定した建設工事において、調査対象者を落札者としなかった場合、その者の氏名(法人にあっては、その商号)及びその理由
 - (11) 指名競争入札の場合における指名選定の理由
 - (12) 総合評価落札方式における加算点及びその内訳並びに評価値
- 3 前項の規定による公表は、当該公表した日から翌年度の3月末日まで行う。
- 4 第2項第3号の規定により公表する内訳については、特別の事由により、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報は、非公開とすることができる。
- 5 第2項第3号及び第4号で公表する価格は、入札書比較価格(それぞれの価格から消費税及び地方消費税を除いた額)とする。

(契約締結状況の公表)

第5条 市長は、契約の締結後、速やかに、次に掲げる事項を閲覧に供する方法により公表する。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する競争入札等であって本市の行為そのものを秘密にする必要があるものは、この限りでない。

- (1) 契約の相手方の氏名(法人にあっては、その商号)及び所在地
 - (2) 建設工事の件名
 - (3) 建設工事の施工場所
 - (4) 建設工事の種別及び概要
 - (5) 着手の時期及び完成の時期
 - (6) 契約金額
 - (7) 随意契約の場合における見積参加者の選定の理由
- 2 市長は、前項の規定により公表した契約について契約変更をしたときは、速やかに変更後の契約に係る同項第2号から第6号までに掲げる事項及び変更の理由を閲覧に供する方法により公表する。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

(公表の補完措置)

第6条 市長は、この要綱の規定に基づき情報の公表を行う場合において、必要があると認めるときは、ホームページへの掲載、書面での閲覧、報道機関への情報提供その他適

当な補完措置をとることができる。

(公表の実施場所等)

第7条 この要綱の規定による公表は、次に掲げる閲覧場所及び閲覧時間において公衆の閲覧に供する方法により実施する。

閲覧場所	尼崎市東七松町1丁目23番1号 総務局行政マネジメント部契約課事務室
閲覧時間	午前9時から午後5時30分まで

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

(工事請負契約に係る競争入札の結果等の公表に関する要綱の廃止)

2 工事請負契約に係る競争入札の結果等の公表に関する要綱(昭和57年6月1日施行)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。